

JAPAN BASE 宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条** 当施設が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
- 2.当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条** 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当施設に申し出いただきます。
- (1)宿泊者名
 - (2)宿泊日及び到着予定時刻
 - (3)申込者名及びその連絡先
 - (4)宿泊料金の支払い者名及びその連絡先
 - (5)その他当施設が必要と認める事項
- 2.前項に基づき当施設に申し出のあった内容に変更が生じたときは、変更後の内容を速やかに当施設に申し出ていただきます。
- 3.宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条** 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2.前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の宿泊者が支払うべき総額（別表1）を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3.申込金は、まず、宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4.第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条** 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2.宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかつ

た場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令や各種規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする方が、他の宿泊者らに著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき、及びそのおそれがあると認められたとき。
- (5) 宿泊しようとする方が、当施設または当施設従業員に対し、不当要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を要求したとき。
- (6) 天災、施設及び設備の故障、その他やむを得ない事由により宿泊いただくことができないとき。
- (7) 宿泊しようとする方が泥酔し、または言動が著しく異常で、他の宿泊者らに迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。(福岡市旅館業法施行条例第10条)
- (8) 宿泊しようとする方が、病毒伝播のおそれのある伝染病等の疫病に罹っていると認められるとき。
- (9) 保護者の許可のない未成年者のみで宿泊するとき。
- (10) 宿泊する権利を他に転売したり、有料で斡旋する等、自己の利益を図る目的として、またはその目的を秘して申込みをしたとき。
- (11) その他、各種法令または福岡県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

2. 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約を締結いたしません。

- (1) 宿泊しようとする方が、暴力団員、または暴力団等の暴力関係団体その他反社会的勢力の関係者であるとき。
- (2) 宿泊しようとする方が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者であるとき。

(宿泊者の契約解除権)

第6条 宿泊者は、当施設に申し出ることにより、宿泊契約を解除することができます。

2. 当施設は、宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当施設は、宿泊者が当施設に対して連絡をせず宿泊日当日の到着予定時刻を、2時間経過しても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当施設の契約解除権)

第7条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関して、法令や各種規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が他の宿泊客らに著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (3) 宿泊客が、当施設または当施設従業員に対し、不当要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を要求したとき。
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊いただくことができないとき。
 - (5) 災害その他の緊急事態の発生等により被災者及び災害復旧担当者等に優先的に客室を提供すべきことが現実に予測される等の事由があるとき。
 - (6) 宿泊客が泥酔し、または言動が著しく異常で、他の宿泊客らに迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき。（福岡市旅館業法施行条例第10条）
 - (7) 宿泊客が病毒伝播のおそれのある伝染病等の疫病に罹っていると認められるとき。
 - (8) 客室での喫煙、消防用設備等に対するいたずら等、火災予防・防火に支障を及ぼす行為をしたとき。
 - (9) 宿泊契約の締結が旅行代理店等を通じてなされている場合において、当該旅行代理店等からの宿泊代金の支払いが確認できないとき。
 - (10) 保護者の許可のない未成年者のみで宿泊するとき。
 - (11) その他、各種法令または福岡県条例等の規定に基づき、宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。
 - (12) この約款または当施設の利用規約を遵守いただけないとき。
2. 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除いたします。
- (1) 宿泊客が、暴力団員、暴力団等暴力関係団体その他反社会的勢力の関係者であるとき。
 - (2) 宿泊客が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者であるとき。
3. 当施設が1項または2項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

（宿泊の登録）

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日、パスポートの提示及びコピーの提出
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

（客室の使用時間）

第9条 宿泊者が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時から出発予定日の午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。なお、宿泊プラン等の利用においてはチェックイン、チェックアウトタイムが制限される場合があります。

2.当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。なお、超過料金算定の基準となる金額は、宿泊最終日の基本宿泊料金に消費税相当額を課したものをいいます。

- (1)超過1時間までは、1名につき1,100円
- (2)超過2時間までは、1名につき2,200円
- (3)超過3時間までは、1名につき3,300円
- (4)超過3時間以上は、当日販売額の100%

(利用規約の遵守)

第10条 宿泊者は、当施設が定めたJAPAN BASEご利用規約に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 主な施設等の営業時間は、ホームページ及び備え付けパンフレット、施設内の掲示等でご確認ください。

(料金の支払い)

第12条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算出方法は、別表第1に掲げるところによります。

2.前項の宿泊料金等の支払いは、日本円または当施設が認めた宿泊券、クレジットカード等または、これに代わり得る方法により、宿泊者の出発の際及び当施設が請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。

3.当施設が宿泊者に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

4.当施設が必要と認めた場合、利用料を減免または免除する場合があります。

(当施設の責任)

第13条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、またはそれらの不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2.当施設は、万一の火災等に対処するため、総合賠償責任保険に加入しております。

3.当施設は、宿泊者の貴重品を含む携行物等の盗難、破損事故及び人身事故については、その原因の如何を問わず一切の責任を負いません。宿泊者は携行物等の管理に十分留意し、盗難等の防止に努めることとします。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当施設は、宿泊者に契約した客室を提供できないときは、宿泊者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2.当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊者に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊者がフロントにお預けになった物品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当施設はその損害を賠償します。なお、現金及び貴重品については、原則当施設では預かりません。

2.宿泊者が、当施設内に持ち込んだ物品であってフロントに預けなかったものについては、当施設の故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じた場合を除き、当施設は賠償しません。当施設が賠償する場合であっても、施設利用者からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、5万円を限度とします。

(宿泊者の手荷物または携帯品の保管)

第16条 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、事前に当施設が了解したときに限り代理で受領し、利用者到着までの間、責任をもって保管します。

2.宿泊者がチェックアウトした後、手荷物または携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したとき、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後は遺失物法の規定に基づき処理します。

3.本条各項の場合における宿泊者の手荷物または携帯品の保管についての当施設の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては前条第2項の規定に準じるものとします。

(宿泊客の責任)

第17条 宿泊者の故意または過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

(施設内での喫煙)

第18条 当施設では関係法令及び条約等に鑑み、施設内での喫煙をお断りしています。

(個人情報の取り扱い)

第19条 当施設では、宿泊者から提供される個人情報について、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会が定める個人情報保護に関する基本方針に則し、適切に取り扱います。

(安全管理)

第20条 JAPAN BASEの利用に当たっては、当施設及び利用者のそれぞれに安全管理の責任が生

- じることから、全ての関係者が良好な施設環境の維持のために、施設・設備等の保全に注意を払うとともに、施設内の秩序維持と安全確保に努めるものとします。
- 2.当施設は、施設の適切な日常清掃、定期点検、必要な修繕等施設の安全管理を行うとともに、不具合を発見したときは、直ちにその旨の表示を行うとともに、可能な限り速やかに対応するものとします。
 - 3.合宿等の主催者は、宿泊者に対して、施設利用上の注意を説明及び活動中の安全管理体制を確認するなどして徹底を図り、事故防止に努めるものとします。また万一、事故や急病人等が発生したときは、必ず当施設に報告するとともに、その後の対応について指示を仰ぐものとします。

(その他)

第21条 宿泊者が申込み、または打合せ時点での当施設の設備、設定、装飾、調度品等に関しましては、実際の利用時までに変更が生じる場合があります。

2024年4月1日 制定
2024年5月1日 施行
2024年10月10日 改定

別表第1 宿泊料金の内訳（第2条第1項、第3条第2項、第12条第1項関連）

宿泊者が支払うべき総額	内訳	
	宿泊料金	予約料金（室料、または室料+飲食料等）
	追加料金	飲食（室料に含まれない飲食料、及びその他施設等の利用料金）
	税金	消費税、宿泊税

（備考）

- 1.税法が改正された場合は、その改正された規定に変更します。
- 2.消費税は室料、食事及びその他すべてのご利用料金にかかります。

別表第2 違約金（第6条第2項関連）

宿泊者の都合により、予約を取り消す場合、または利用日を変更する場合には、それまでに発生した実費諸費用（注1）のほか、次のとおり違約金を申し受けます。なお、当施設が指定する特定日、パッケージプラン等では、別途違約金が発生する場合があります。

契約解除の通知を受けた日		当日及び不連絡	前日	2～6日前	7～30日前	31～60日前	61日前以前
違約金 （利用料×右記料率）							
取消人数 （注2）	15名以下	100%	100%	50%	0%	0%	0%
	16名以上	100%	100%	80%	50%	30%	0%

%は、宿泊料金及び追加料金に対する取消料の比率です。

（注1）当施設または催事等の企画や準備に携わった外部委託会社が負担した一切の費用。

（注2）宿泊日数が短縮した場合には、短縮日数分の違約金を申し受けます。